

相談支援事業所 りんく

重要事項説明書

本重要事項説明書は、相談支援事業所りんく（以下「事業所」という。）と指定特定相談支援サービス・指定障害児相談支援サービスの利用を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただくことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	2
6. 職員の職務内容	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
8. サービスの利用に関する留意事項	5
9. 利用者の記録や情報の管理、開示について	5
10. 損害賠償保険への加入	6
11. 苦情の受付について	6

社会福祉法人 博愛会
相談支援事業所 りんく

当事業所は米子市の指定を受けています。

1. 事業者

名称	社会福祉法人 博愛会
所在地	鳥取県米子市一部555番地
電話番号	0859-37-1100
代表者氏名	理事長 安田 明文
設立年月	平成11年1月12日

2. 事業所の概要

種類	指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所
運営方針・目的	<ul style="list-style-type: none">・利用者又は利用者の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を行います。・また、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して支援を行います。
名称	相談支援事業所 りんく
所在地	鳥取県米子市一部379-3番地
電話番号	0859-21-1310
FAX 番号	0859-21-0239
管理者氏名	大峯 玲（相談支援専門員を兼ねる）
開設年月	平成29年2月13日

3. 事業実施地域

米子市・境港市・日吉津村・伯耆町・南部町・大山町・日南町

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日・土曜日は管理者の定める日 (8/13~8/15、12/29~1/3を除く) 日曜日・祝日はお休みします。
受付時間	8:30~17:30
サービス提供時間	8:30~17:30

※緊急連絡先 0859-21-1310

080-2881-9725（携帯は、24時間対応）

5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

- ・管理者 1名(常勤兼務)
- ・相談支援専門員 1名(管理者兼務1名)

6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	・従事者及び業務の管理を一元化に行うとともに、従業者に対し関係法令等を遵守させるために必要な命令を行う。
相談支援専門員	・生活全般に関する相談、各サービス等利用計画の作成に関する業務を行う。

7. 事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

①各サービス等利用計画の作成

利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、各サービス等利用計画を作成します。

<各サービス等利用計画の作成の流れ>

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②各サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者およびその家族の選択に基づき、福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④利用者へのアセスメントに基づき、解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、各法令に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した各サービス等利用計画案を作成します。

⑤④で作成した各サービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、障害福祉サービス給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該各サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥受給者証が発行された後に、指定障害福祉サービス事業所等との連絡調整を行うとともに、各サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員は各サービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

②各サービス等利用計画作成後について

- ・ 各サービス等利用計画作成後、利用状況の把握、及び利用者についての継続的な評価（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡・調整を行うとともに、新たな給付決定に係る申請をする上で必要な支援を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③各サービス等利用計画の変更

利用者等が計画内容の変更を希望した場合、または事業者が計画内容の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、計画内容を変更します。

④障がい児・者入所施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障がい児・者入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、障がい児・者入所施設等への紹介その他の調整を行います。

(2) 利用料金

①サービス利用料金

相談支援サービスに関する利用料金は、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの利用者が相談支援サービスを利用される場合は、利用者宅に移動する際に要した実費相当額をいただきます。

③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払
イ. 下記指定口座への振り込み 山陰合同銀行 日野橋支店 普通預金 口座番号 3692622 口座名義 りんく 理事長 安田 明文
ウ. 金融機関口座からの口座振替 ご利用できる金融機関：山陰合同銀行

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、遠慮なくご相談ください。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業所では、当法人が定める個人情報保護規定及び関係法に基づいて利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。ただし、開示に必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。

なお、保存期間は、相談支援サービスを提供した日から5年です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の提供事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 各サービス等利用計画案及び各サービス等利用計画
- (3) アセスメントの内容
- (4) サービス担当者会議等の内容
- (5) モニタリングの結果

- (6) 関係機関から提供された情報
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

閲覧・複写の受付時間	9:00～17:00
------------	------------

10. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 社会福祉法人 全国社会福祉協議会
 保険名 「しせつの損害補償」

11. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は、次の窓口で受け付けます。

- お客様相談係<苦情受付窓口(担当者)> [相談支援専門員] 大峯 玲
- 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30
- < 苦情解決責任者 障がい福祉部長または障がい福祉部課長 >

(2) 行政機関その他苦情受付機関

米子市役所 障がい者支援課	所在地 米子市加茂町1-1 電話番号 0859-23-5545 FAX番号 0859-23-5393
鳥取県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 鳥取市伏野1729-5 (鳥取県社会福祉協議会内) 電話番号 0857-59-6344 FAX番号 0857-59-6345 受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始はお休み
お住まいの各市町村の福祉課	同左(希望の方には、ご紹介いたします)

令和 年 月 日

指定特定相談支援サービス・指定障害児相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に
に基づき重要事項の説明を行いました。

説 明 者 氏 名 _____ 大峯 玲 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援サービス・
指定障害児相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

住 所 _____

家族・後見人 _____ 印